第二十条第十五項中「第二十七条の四第十三項第七号に規定する」を「第二十七条の四第十八項第八号に規定する」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第十三項第七号」を「第二十七条の四第十八項第八号」に、「以下この項」を「次号」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第二十七条の四第十三項第七号」を「第二十七条の四第十八項第八号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第二十七条の四第十三項第六号」を「第二十七条の四第十八項第七号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「第二十七条の四第十三項第四号」を「第二十七条の四第十八項第五号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第二十七条の四第十三項第三号に規定する財務省令」を「第二十七条の四第十八項第四号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第十三項第三号」を「第二十七条の四第十八項第四号」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第十三項第三号」を「第二十七条の四第十八項第四号」に、「第十九項第二号イ及びロ」を「第二十七項第三号」に改め、同条第十四項とし、同条第十項中「第二十七条の四第十三項第二号」を「第二十七条の四第十八項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

12　施行令第二十七条の四第十八項第三号に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げるもの（法第四十二条の四第七項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。）とする。

一　産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者でその発行する株式の全部又は一部が同法第十七条第一項に規定する認定特定新事業開拓投資事業組合の組合財産であるもの　当該新事業開拓事業者の株主名簿の写し等（株主名簿の写しその他の書類で株主の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地が確認できる書類をいう。次号及び第三号において同じ。）のうち当該株式が当該組合財産であることを明らかにする書類

二　特定研究成果活用事業者（産業競争力強化法第二十条第一項に規定する認定研究成果活用支援事業者に該当する同法第十九条第一項の投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した法人（その発行する株式が初めて当該組合財産となつた日において、その資本金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる要件の全てを満たすもの　当該特定研究成果活用事業者の株主名簿の写し等のうち当該株式が当該組合財産であることを明らかにする書類及びイに規定する書類の写し

イ　当該特定研究成果活用事業者の役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役をいう。次号イにおいて同じ。）が大学等又は特別研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律別表第三に掲げる法人をいう。イ及び次号において同じ。）の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されていること（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合に限る。）。

ロ　当該特定研究成果活用事業者の発行する株式が初めて当該組合財産となつた日から起算して十年を経過していないこと。

三　研究開発成果活用事業者（特別研究開発法人から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第一号に掲げる者に該当する法人（当該特別研究開発法人から初めてその出資を受けた日において、その資本金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる要件の全てを満たすもの　当該研究開発成果活用事業者の株主名簿の写し等のうち当該特別研究開発法人が株主として記載されている書類及びイに規定する書類の写し

イ　当該研究開発成果活用事業者の役員が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されていること（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合に限る。）。

ロ　当該研究開発成果活用事業者が当該特別研究開発法人から初めてその出資を受けた日から起算して十年を経過していないこと。

13　施行令第二十七条の四第十八項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十七条の四第十八項第三号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二　当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第十八項第三号に規定する新事業開拓事業者等（以下この条において「新事業開拓事業者等」という。）の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

三　当該試験研究の実施場所

四　当該試験研究の用に供される設備の明細

五　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名

六　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

七　当該試験研究の実施期間

第二十条第九項の次に次の一項を加える。

10　法人税法施行規則第二十六条の四第二項の規定は施行令第二十七条の四第十三項第一号に規定する判定法人が旧事業（同条第十五項第一号ハ⑵に規定する旧事業をいう。）の事業規模（同条第十五項第一号ハ⑵に規定する事業規模をいう。）のおおむね五倍を超える資金借入れ等（同条第十五項第一号ハ⑵に規定する資金借入れ等をいう。）を行つたかどうか又は行うことが見込まれているかどうかの判定について、法人税法施行規則第二十六条の四第三項の規定は施行令第二十七条の四第十七項において準用する法人税法施行令第百十三条の二第十三項に規定する財務省令で定める金額について、法人税法施行規則第二十六条の四第四項の規定は施行令第二十七条の四第十七項において準用する法人税法施行令第百十三条の二第十四項に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、法人税法施行規則第二十六条の四第二項第一号イ⑴中「令第百十三条の二第十一項第一号」とあるのは「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の四第十五項第六号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」と、「同号に規定する譲渡収益額」とあるのは「同条第十五項第五号イに定める金額」と、同号ロ⑴中「令第百十三条の二第十一項第二号に規定する貸付収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十五項第五号ロに定める金額」と、同号ハ⑴中「令第百十三条の二第十一項第三号に規定する役務提供収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十五項第五号ハに定める金額」と読み替えるものとする。

第二十条の三第二項及び第三項中「第二十七条の六第一項」を「第二十七条の六第二項」に改め、同条第五項中「第二十七条の六第四項」を「第二十七条の六第五項」に改める。

第二十条の八第一項第四号中「当該指導及び助言に基づき、」を削り、「法人が」を「当該法人が当該指導及び助言に基づき」に、「建設した」を「建設する」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　法第四十二条の十二の三第一項に規定する経営の改善に特に資することについての確認は、当該法人の経営改善計画（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を減算した金額が同号に掲げる金額のうちに占める割合をいう。）が、年百分の二以上となる見込みであることを確認することにより行うものとする。

一　前項に規定する書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備を国内にある当該法人の法第四十二条の十二の三第一項に規定する指定事業の用に供することが見込まれる日を含む会計期間（法人税法第十三条第一項に規定する会計期間をいう。以下この項において同じ。）開始の日（以下この項において「供用予定期間開始日」という。）から当該供用予定期間開始日以後五年を経過する日までの期間内の日を含む会計期間のうちいずれかの会計期間（次号において「比較対象期間」という。）における売上高又は営業利益の額

二　当該供用予定期間開始日の前日から当該比較対象期間開始の日の前日までの期間内の日を含む会計期間のうちいずれかの会計期間（以下この号において「基準対象期間」という。）における売上高又は営業利益の額（当該基準対象期間の月数と当該比較対象期間の月数とが異なる場合には、当該売上高又は営業利益の額に当該比較対象期間の月数を乗じてこれを当該基準対象期間の月数で除して計算した金額）

3　前項第二号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第二十条の九第二項中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第二十条の十第一項中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に、「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める。